

施策カ ル テ

1 施策の位置付け

総合計画 政策の柱		市民の安全で健康な笑顔あられる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	保健・医療サービスの質を高める	取組の 基本方向	「保健・医療サービスの質を高める」ため、疾病予防対策の充実のための「健康づくりの推進」、地域の多様な医療ニーズに対応するための「地域医療体制の充実」、国民健康保険制度の安定運用のための「国民健康保険の医療費適正化の推進」に、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
--------------	--	---------------------------	----------------	-----------------	-------------	---	------------------	---

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

① 施策名	地域医療体制の充実						H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	達成率 (%)
	② 施策目標	地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています。											
③ 施策を 取巻く環境	国・県等の動向	<ul style="list-style-type: none"> 消防法の一部改正が行われ、県では、傷病者の搬送・受入実施基準を協議する連絡調整会議を設置し、平成22年8月の運用開始に向け「栃木県傷病者搬送・受入実施基準」を策定中である。また、国においては、救急搬送を受け入れる病院への診療報酬の引き上げを検討するなど、救急医療を充実するための取組が進められている。 医療法の改正により、安全管理体制の整備を要する医療機関が診療所まで拡大された。 薬事法改正により、リスクの程度に応じた情報提供など、一般医薬品の販売制度が大幅に見直された。 歯科衛生士学校養成所指定規則の改正により、修業年数が2年から3年になった。 					366 (うるう年)	365	365	365	366 (うるう年)	365	100.0%
	外部意見 その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月議会において、新たな二次救急医療体制の運営状況の評価方法に関する一般質問があった。 平成21年12月議会において、宇都宮社会保険病院の存続に関する一般質問があった。 救急医療対策連絡協議会において、救急医療の体制づくりと併せて、救急医療の適正受診を促進するため、救急医療に対する市民の理解と協力を得る必要があると意見がだされた。 					100	100	100	100	100	100.0%	
						3	3	3	3	3	3	100.0%	

⑤ 市民意識調査結果	市民の 施策満足度	46.8%	市民の 施策重要度	84.9%	⑥ 施策の評価	達成度 (単年度目標)	● 達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	平成21年6月に新たな二次救急医療体制が稼働し、二次救急医療体制の充実・強化が図られている。また、歯科衛生士専門学校の3年制移行に必要な施設整備が円滑に実施された。	⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	<ul style="list-style-type: none"> すべての救急告示医療機関が連携して、新たな二次救急医療体制を構築・稼働したことから、救急搬送時間が短縮するとともに、安定的な患者の受け入れが向上し、二次救急医療体制の充実・強化が図られた。 歯科衛生士養成所規則の改正に伴い、3年制移行に向けた実習棟が完成したことから、歯科衛生士の養成が充実され、医療従事者の確保が推進された。
						必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している	横ばい	減少している	説明	夜間や休日に、救急医療を安心して利用できる体制確保が必要であり、夜間休日救急診療所及び二次救急医療体制の円滑な運営が求められている。また、市民が安心して受診できる良質な医療の提供が求められている。		改善の必要な点	<ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療の円滑な運営を確保するため、協議会において継続的な評価・検証・見直しを実施するとともに、市民の適正な救急受診を促進するため、市民ニーズを的確に把握し、その他の必要な適正受診促進策を検討する。 良質かつ適切な医療提供体制を確保するため、医療監視の対象施設をすべての診療所まで拡大する必要がある。
						適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	● 十分である	不十分な事業が一部ある	不十分な事業が複数ある	説明	救急医療体制の円滑な運営や良質な医療提供体制の確保、医療従事者の養成など、地域医療体制の充実・強化を図るために必要な事業を実施している。			
						有効性 (政策目標への効果)	● 十分である	やや不十分である	不十分である	説明	二次救急医療機関が連携した新たな二次救急医療体制の構築・稼働や、医療監視の確実な実施により、地域医療体制の充実・強化に十分な効果をあげている。また、看護専門学校や准看護高等専修学校、歯科衛生士専門学校に必要な支援をすることにより、市内の医療従事者の確保が図られている。			

3 今後の取組方針

⑧ 取組の 考え方	総論	医師不足や中核病院の機能維持の問題など、医療を取り巻く環境が厳しい状況にある中でも、新たな二次救急医療体制の稼働により、二次救急医療体制の充実・強化が図られた。今後は、二次救急医療体制の円滑な稼働を確保するとともに、良質な医療の提供を確保するため、医療監視の対象範囲を拡大するなど、地域医療体制のさらなる充実・強化を図るように取り組む。	⑨ 政策評価 会議意見	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の運営をはじめとする地域医療体制の充実、地域の多様な医療ニーズに対応するための重要な要素であることから、医師不足や中核病院の機能維持の問題など、医療を取り巻く環境が厳しい状況にある中でも、新たな二次救急医療体制の稼働により、二次救急医療体制の充実・強化が図られた。今後は、二次救急医療体制の円滑な稼働を確保するとともに、良質な医療の提供を確保するため、医療監視の対象範囲を拡大するなど、地域医療体制のさらなる充実・強化を図るよう取り組む。 二次救急医療体制の円滑な稼働を確保するため、救急医療の適正受診を促進するとともに、新たに協力病院等が整備する医療設備について支援を行い、救急医療提供体制の充実・強化を図る。 また、良質かつ適正な医療提供体制を確保するため、有床診療所への立入検査や無床・歯科診療所への自主管理点検を実施するなど、医療監視の充実・強化を図る。 診療所への医療監視や自主管理点検を円滑に実施するため、具体的な実施方法について見直しを図る。
	重点事業	二次救急医療体制の円滑な稼働を確保するため、救急医療の適正受診を促進するとともに、新たに協力病院等が整備する医療設備について支援を行い、救急医療提供体制の充実・強化を図る。また、良質かつ適正な医療提供体制を確保するため、有床診療所への立入検査や無床・歯科診療所への自主管理点検を実施するなど、医療監視の充実・強化を図る。		
	見直し事業	診療所への医療監視や自主管理点検を円滑に実施するため、具体的な実施方法について見直しを図る。		

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H20	H21	H20	H21	重点度 (A~C)	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費 (千円)	事業費 (千円)			
1	病院群輪番制病院運営費補助金 担当課 保健所総務課	病院群輪番制病院	S55	開設日数	365	365	34,332	48,454	A	継続	二次救急医療体制を確保するためには、当番日における救急医療体制の確保が必要であることから、今後とも継続して実施する。
					365	365					
2	協力病院等運営費補助金 担当課 保健所総務課	協力病院・連携病院・応援救急医療機関	H21	協力病院等の施設数	-	11	-	40,266	A	継続	二次救急医療体制を確保するためには、夜間や休日における救急医療体制の確保と、輪番制病院と協力病院等の連携強化が必要であることから、今後とも継続して実施する。
					-	11					
3	小児救急医療体制補助金 担当課 保健所総務課	小児二次救急医療機関	H14	開設日数	365	365	13,762	14,793	A	継続	小児救急医療体制を確保するためには、当番日における救急医療体制の確保が必要であることから、今後とも継続して実施する。
					365	365					

様式 2

4	病院群輪番制病院設備整備費補助金		病院群輪番制病院	H21	補助事業件数	-	1	-	3,572	A	継続	二次救急医療体制を確保するためには、救急医療に必要となる機器の整備が必要であることから、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				-	1					
5	夜間休日救急診療所運営事業		(財)宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	S58	診療日数	365	365	493,552	525,029	A	継続	初期救急医療体制を確保するためには、適切かつ安定的な救急医療提供体制が確保できるよう、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				365	365					
6	救急医療適正受診促進事業		市民	S60	講演会等の開催	1	1	164	4,312	A	継続	救急医療体制を確保するためには、市民の救急医療に対する正しい知識と理解が必要であることから、効果的な手法を検討しながら継続して取り組む。
	担当課	保健所総務課				1	1					
7	医事監視指導事務費		病院、診療所等の医療施設等	H8	病院、診療所立入検査数	36	35	97	57	A	拡大	良質な医療提供が確保されるよう、有床診療所の立入検査や無床・歯科診療所への自主管理点検の実施など、医療監視の対象を拡大し実施する。
	担当課	保健所総務課				36	35					
8	薬事監視指導事務費		薬事法・毒物及び劇物取締法に基づく対象施設、温泉法に基づく対象施設	H8	薬事法・毒物及び劇物取締法に基づく対象施設の立入検査数	72	204	2,353	2,336	A	継続	医薬品等の有効性及び安全性を確保するため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				72	204					
9	家庭用品試買検査		家庭用品を利用する市民	H10	試買検査数	23	23	35	35	A	継続	市民生活の安全・安心を確保するため、検査対象を検討しながら今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				23	23					
10	宇都宮市医療保健事業団補助金		(財)宇都宮市医療保健事業団	S55	団体数	1	1	81,309	70,543	A	継続	初期救急医療体制の安定的な運営と地域住民の健康増進、地域医療の発展を図るため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				1	1					
11	宇都宮市医師会看護専門学校運営費補助金		宇都宮市医師会看護専門学校を運営する宇都宮市医師会	H5	資格取得者数	22	32	9,840	9,840	A	継続	医療従事者の安定的な確保を図るため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				19	30					
12	准看護師養成補助金		宇都宮准看護高等専修学校を運営する財団法人宇都宮市医療保健事業団	S59	資格取得者数	50	37	10,300	6,900	A	継続	医療従事者の安定的な確保を図るため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				49	37					
13	歯科衛生士養成補助金		宇都宮歯科衛生士学校を運営する財団法人宇都宮市医療保健事業団	S53	資格取得者数	46	41	4,100	4,100	A	継続	医療従事者の安定的な確保を図るため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				44	40					
14	献血普及啓発事業		市民	S44	献血会数	45	42	269	273	A	継続	血液の安定的な確保を図るため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				31	32					
15	保健施設整備費(単独)		保健所及び夜間休日救急診療所の利用者及び勤務する職員	S58	施設数	2	2	8,429	10,897	A	継続	保健所及び夜間休日救急診療所の安全で快適な利用を確保するため、今後とも継続して実施する。
	担当課	保健所総務課				2	2					
16	夜間休日救急診療所棟改修事業		宇都宮歯科衛生士専門学校を運営する財団法人宇都宮市医療保健事業団	H20	改修箇所数	1	1	15,393	283,714	C	終了	歯科衛生士専門学校の3年制移行に必要な施設整備が完了したことから、事業を終了する。
	担当課	保健所総務課				1	1					
施 策 事 業 費 合 計								673,935	1,025,121			